

議案第二十五号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成五年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年参月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和四十八年三朝町条例第三十四号）の一部を次のように改正する。  
別表第五号を次のように改める。

五 三歳未満の者（一歳以上の者にあつては、病院又は診療所に入院し、又は入所している者に限る。）

附 則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。